

改訂にあたって

本庄市では、風水害、地震、土砂災害などの災害に備えるため、平成30年度に「本庄市防災ガイドブック」を作成しました。その後、発行から7年が経過し、この間に災害対策基本法や水防法の改正が行われました。また被害想定も一部更新されたことから、この度、「本庄市防災ガイドブック」を改訂いたしました。

この「本庄市防災ガイドブック」では、自宅周辺の災害リスクや指定避難所の位置だけではなく、在宅避難を含めた避難先や日ごろからの備えについても検討できるよう作成しています。

いざという時に適切な行動がとれるよう、本書を活用し、日ごろから、災害について家族や地域で考え、備えておきましょう。また、いつでも確認できるよう、必ず保管しておいてください。

●ハザードマップを活用してみましょう



- ①住んでいる場所でどんな災害が起こりうるのか、地図上で確認しましょう
- ②指定緊急避難場所(避難場所)・指定避難所(避難所)を確認しましょう
- ③避難経路を考えてみましょう
- ④家族や近所の方と情報を共有しましょう

●家族みんなで防災会議

災害は家族が一緒にいるときに起こるとは限りません。いざという時に慌てず行動できるよう、本書を活用いただき、家族で普段から話し合っておきましょう。

- ☐ 自宅付近の災害リスク、危険箇所の確認
- ☐ 災害が起こったときの身の守り方 ☐ 家の中で一番安全な場所
- ☐ 家族一人ひとりの役割分担(安否確認、非常時持出品、備蓄品のチェック)
- ☐ 要配慮者(乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦など)のサポートと避難方法

目次

・災害時の避難行動と避難先	1	・雪害対策	44
・地震について	2	・火災対策	45
・地震ハザードマップ	4	・地域の防災対策(共助について)	46
・風水害について	6	・情報の入手・伝達方法	47
・避難のポイント(風水害時)	8	・日ごろの備え	48
・浸水被害を軽減する方法	9	・わが家の防災メモ	裏表紙
・土砂災害について	10		
・水害・土砂災害発生時の避難行動	12		
・指定緊急避難場所・指定避難所	13		
・水害・土砂災害ハザードマップ	14		

災害時の避難行動と避難先

●「避難」とは「難」を「避」けること

災害に対して既に安全な場所にいる人は、その場所から離れる必要はありません。
自宅に留まる(在宅避難)ことも含めて避難先を検討しておきましょう。

避難先になるところは…

自宅に留まる(在宅避難・屋内安全確保)

自宅や自室が安全な場所にあり、家屋にも損傷がなければ、自宅で避難生活を送ります。

自宅を離れる(立退き避難)

一時的に危険から逃れる場合は、指定避難場所へ避難します。その後、避難生活を送る避難先へ避難します。

指定避難所への立退き避難

市が開設する指定避難所(学校などの建物内)で、他の避難者と一緒に避難生活を送ります。避難スペースなどのゆずりあいや避難所運営への参加が必要になります。

安全な親戚・知人宅への立退き避難

安全な場所に住んでいる親戚や知人の家を訪問し、避難生活を送ります。

安全なホテル・旅館への立退き避難

安全な場所にある宿泊施設で避難生活を送ります。宿泊費や交通費、食費などは原則として自己負担になります。

地震の避難は発災後

地震により、自宅に倒壊や火災延焼のおそれがある場合は、指定緊急避難場所(学校の校庭や大きい公園など)に向かいます。その後、自宅の被災状況に応じて避難生活を送る場所へ移動しましょう。

自宅で生活する

- ・家屋の安全が確認できている
- ・近隣火災などによる延焼の危険性がない など

自宅以外で生活する

- ・自宅が倒壊した。または倒壊するおそれがある
- ・自宅が火災で焼失した。または自宅の損壊が激しく生活するのが難しい など

地震発生時の避難行動については、2ページをご覧ください。

風水害の避難は発災前

台風や大雨などで災害が発生するおそれがある場合は、警戒レベルを参考にして避難行動を判断します。なお、警戒レベル5「緊急安全確保」は、災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、必ず発令されるものではありません。

警戒レベル	避難情報など	状 況	とるべき行動
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!
警戒レベル4までに必ず避難			
4	避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
2	大雨洪水注意報(気象庁)	気象状況悪化	自らの避難行動を確認
1	早期注意情報(気象庁)	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める